

平成 30 年度組合運営の基本方針

農業共済制度は、昭和 22 年の制度発足以来 70 年にわたり、国の災害対策の基幹として、農家の経営安定・農業生産力の発展に貢献してきました。特に近年では、大規模な地震災害、局地的な集中豪雨をはじめ大型台風、豪雪など過去に経験のない自然災害が多発するなか、本制度の果たす役割はますます重要となっています。

本県においても、昨年 8 月～10 月の相次ぐ台風の襲来、12 月以降の積雪等により、水稻・園芸施設及び建物等に大きな被害が発生しました。徳島県農業共済組合（以下「NOSA I 徳島」という。）は総力を挙げて迅速な損害評価を実施し、共済金の早期支払いを行うことで、被災組合員の経営安定を支援してきました。

国は、農業者の減少・高齢化等時代の変化を踏まえ「農業災害補償法」の大改正を行い、農業共済制度の大幅な見直しと農業収入の減少を補てんする「農業経営収入保険事業」（以下「収入保険制度」という。）を新たな柱とする「農業保険法」を平成 30 年 4 月から施行しました。

これを受け、NOSA I 徳島は、二つの制度の普及・定着を図り「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築するため、収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会と連携した加入促進を図るとともに、改正農業共済制度による農業共済の一層の引受拡大に努めます。

このため、役職員は、農業者への丁寧な説明を徹底することで制度への理解を深め、信頼関係をより強固なものにするとともに、全ての農業者へ農業保険によるセーフティネットを確実に広げるため、次の取り組みを実践します。

平成30年度 事業計画書

1 共済目的の種類の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	農作物共済		家畜共済										肉用種				乳用種		雄牛頭		雌牛頭	
	水	稲	麦	乳用成牛	乳用子牛等	肥育成牛	肥育子牛	肉用の成牛他	肉用の子牛等	一般馬	豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚
区域内の概数	戸	39,537	1,216,900	12,000	a	4,803	4,487	16,550	2,633	2,478	2,943	10	3,976	33,889	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度引受実績		29,095	803,826	11,884	579	6,327	238	1,329	952	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本年度引受計画		29,970	785,000	11,600	649	6,263	438	1,286	924	0	50	600	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
本年度予定引受率		75.8	64.5	96.7	14.5	37.8	16.6	51.9	31.4	0.0	1.3	1.8	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

共済目的等 項 目	果 樹 共 済				細作物共済	園 芸 施 設 共 済										任意共済		その他 備考		
	果 樹 収 穫		樹 体			ガラス室	プ ラ ス チ ャ ッ ク ハ ウ ス							農 家 建 物	農 機 具					
	うんしゅうみかん	指定かんきつ・ゆず	なし	うめ			うんしゅうみかん	I	II	I	II	III	IV			IV	V		VI	VII
区 域 内 の 概 数	a	a	a	a	a	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台	
前年度引受実績	27,000	9,610	10,071	2,400	27,000	-	33	66	5,831	1,015	531	121	145	113	172			61,500	40,919	
本年度引受実績	5,240	1,188	2,131	705	5,240		7	2	1,322	371	294	61	35	24	105			32,329	1,398	
本年度引受計画	6,100	1,310	2,400	730	6,100		10	5	1,430	450	340	80	40	30	115			33,030	1,600	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
本年度予定引受率	22.6	13.6	23.8	30.4	22.6	-	30.3	7.6	24.5	44.3	64.0	66.1	27.6	26.5	66.9			53.7	3.9	

平成30年度事業計画書

＜新制度適用（平成31年1月以降に共済責任期間開始。）＞

共済目的等	家畜共済										
	死					産					
	種乳牛	雌繁殖牛用	乳育成牛	肥育成牛・馬	雌繁殖馬用	肥育成馬	種豚	肉豚	種乳雄用牛	種肉雄用牛	種肉
項目	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
区域内の概数	4,803	2,302	4,487	22,302	-	10	3,976	33,889	-	-	-
前年度引受実績	550	248	52	2,173	-	0	0	0	-	-	-
本年度引受計画	386	322	223	2,311	-	0	0	0	-	-	-
本年度予定引受率	8.0	14.0	5.0	10.4	%	0.0	0.0	0.0	%	%	%

共済目的等	家畜共済										
	病					傷					
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種乳雄用牛	種乳雌用牛	種肉雄用牛	種肉雌用牛	種乳雄用牛	種乳雌用牛	種肉雄用牛	種肉雌用牛
項目	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
区域内の概数	9,290	24,604	10	3,976	-	-	-	-	-	-	-
前年度引受実績	602	2,205	0	0	-	-	-	-	-	-	-
本年度引受計画	624	2,116	0	0	-	-	-	-	-	-	-
本年度予定引受率	6.7	8.6	0.0	0.0	%	%	%	%	%	%	%

共済目的等	園芸施設共済										
	ガラス室					プラスチックハウス					
	I	II	I	II	III	IV	V	VI	VII	その他備考	
項目	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
区域内の概数	-	33	66	5,831	1,015	531	121	145	113	172	172
前年度引受実績	-	2	0	472	102	35	8	4	33	6	6
本年度引受計画	-	5	0	540	125	45	10	5	55	15	15
本年度予定引受率	-	15.2	0.0	9.3	12.3	8.5	8.3	3.4	48.7	8.7	8.7

2 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項 目	引		共 済 金 額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手 持 共 済 金	備 考
	本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
共済目的等			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
農作物	水稻	785,000 a	803,826 a	4,052,000	15,800	7,900	5,440	2,460	10,360	
	麦	24,846,000 kg	25,442,610 kg							
		11,600 a	11,884 a	4,220	151	78	61	17	90	
		151,000 kg	154,590 kg							
家畜	計	796,600 a	815,710 a							
		24,997,000 kg	25,597,200 kg	4,056,220	15,951	7,978	5,501	2,477	10,450	
	乳 用 成 牛	2,460	2,636	376,183	63,594	27,579	17,146	10,433	46,448	
	乳 用 子 牛 等	649	579	29,369						
	肥 育 用 成 牛	6,263	6,327	1,622,289	43,595	20,237	11,266	8,971	32,329	
	肥 育 子 牛	438	238	37,095						
	そ の 他 牛	1,286	1,329	269,645						
	肉 用 成 牛	924	952	73,919						
	そ の 他 牛									
	一 般 馬									
畜小	豚	50	0	1,500	119	41	45	△ 4	74	
	豚	600	0	4,800	884	354	443	△ 89	441	
	計	12,670	12,061	2,414,800	108,192	48,211	28,900	19,311	79,292	
乳用種雄牛										
肉用種雄牛										
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	12,670	12,061	2,414,800	108,192	48,211	59,981	28,900	19,311	79,292	

項 目	引		共 済 金 額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手 持 共 済 掛 金	備 考
	本年度 予 定	受 前年度 実績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
果 樹	半相減収総合一般 うんしゅうみかん 災害収入共済方式 指定かんきつ(ゆず)	a	千円 53,000	千円 4,081	千円 2,040	千円 2,041	千円 2,051	千円 △ 11	千円 2,030	
	収 穫	1,188	20,500	512	256	256	147	109	365	
	半相減収総合一般 うんしゅうみかん 災害収入共済方式 指定かんきつ(ゆず)	2,131	127,000	1,270	635	635	571	64	699	
	樹 園 地 単 位 減 収 総 合	705	1,450	107	53	54	56	△ 3	51	
	小 計	9,264	201,950	5,970	2,984	2,986	2,825	159	3,145	
畑 作 物	うんしゅうみかん	5,240	205,000	410	205	205	184	21	226	
	小 計	5,240	205,000	410	205	205	184	21	226	
	計	14,504	406,950	6,380	3,189	3,191	3,009	180	3,371	
	大 豆	369 a	272	17	9	8	5	4	12	
	計	369	272	17	9	8	5	4	12	
園 芸 施 設	I 類	-	-	-	-	-	-	-	-	
	II 類	10	7	78	39	39	12	27	66	
	I 類	5	2	173	77	96	22	55	151	
	II 類	1,430	1,322	16,412	8,166	8,246	3,582	4,584	12,830	
	III 類	450	371	11,374	5,659	5,715	1,791	3,868	9,583	
	IV 類甲	340	294	8,034	3,975	4,059	977	2,998	7,057	
	IV 類乙	80	61	7,356	3,632	3,724	329	3,303	7,027	
	V 類	40	35	1,211	606	605	164	442	1,047	
	VI 類	30	24	167	84	83	47	37	120	
	VII 類	115	105	498	250	248	89	161	409	
	計	2,500	2,221	45,303	22,488	22,815	7,013	15,475	38,290	
	合 計		10,268,242	175,843	81,875	98,968	44,428	37,447	131,415	

イ 任意共済事業の規模

項 目	引		受		共済金額	共済掛金、賦課金			B 再共済 掛 金	C 再共済 手数料	D 手持共済掛金 A-(B+C)	考 備
	本年度予定	前年度実績				総 額	A 共済掛金	事務費 賦課金				
共済目的 保険関係	棟	棟			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	2,730	2,612			22,000,000	63,982	52,598	11,384	25,593	3,967	30,972	
	30,300	29,717			283,000,000	230,367	126,717	103,650	69,110	27,990	85,597	
	台	台										
農機具	1,600	1,398			3,200,000	15,753	11,504	4,249	0	0	11,504	
計					308,200,000	310,102	190,819	119,283	94,703	31,957	128,073	
再 共 済 割 合						再共済手数料率			総 合			
									15.50 %			
									火 災			
									40.50 %			

<新制度適用（平成31年1月以降に共済責任期間開始。）>

家畜、園芸施設共済事業の規模

共済目的等	項 目	引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 金	備 考
		本年度 予 定	前年度 実績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
家	畜	牛	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		搾乳牛	386	48,775	3,674	1,837	1,837	1,837	0	1,837	
		繁殖用雌牛	322	81,632	322	161	161	161	0	161	
		育成乳牛 (子牛等は農家選択)	223	18,683	1,081	540	541	541	△ 1	540	
		育成・肥育牛 (子牛等は農家選択)	2,311	311,231	6,133	3,069	3,069	3,071	△ 2	3,067	
		繁殖用雌馬									
		育成・肥育馬									
		種豚									
		肉豚									
		小計	3,242	460,321	11,215	5,607	5,608	5,610	△ 3	5,605	
畜	病傷	乳用牛 (子牛は農家選択)	624	36,066	3,264	1,632	1,632	593	1,039	2,671	
		肉用牛 (子牛は農家選択)	2,116	77,081	2,296	1,148	1,148	442	706	1,854	
		一般馬									
		種豚									
		小計	2,740	113,147	5,560	2,780	2,780	1,035	1,745	4,525	
		乳用種雄牛									
		肉用種雄牛									
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5,982	5,830	573,468	16,775	8,387	8,388	6,645	1,742	10,130	
		計									

項 目 共済目的等	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備 考
	本年度 予 定	前年度 実績		総 額 (A)	国庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
I 類 ガラス室	棟 -	棟 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	
II 類	5	2	9,400	8	4	4	1	3	7	
I 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
II 類	540	472	255,400	4,933	2,397	2,536	1,076	1,321	3,857	
III 類	125	102	265,600	1,939	938	1,001	316	622	1,623	
IV 類甲	45	35	105,600	749	366	383	88	278	661	
IV 類乙	10	8	37,400	864	421	443	36	385	828	
V 類	5	4	20,100	83	40	43	11	29	72	
VI 類	55	33	12,600	344	170	174	97	73	247	
VII 類	15	6	3,900	61	29	32	11	18	50	
計	795	660	700,600	8,973	4,361	4,612	1,635	2,726	7,338	
合 計	800	662	710,000	8,981	4,365	4,616	1,636	2,729	7,345	

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

ア 水稻

- (ア)平成31年産からの任意加入への移行を踏まえ、NOSA I部長、評価員及び役職員が戸別訪問し、改正制度等の事業内容及び収入保険制度の丁寧な説明を行い、組合員の理解を得ながら加入推進を行います。また、県下各地で開催される農家の会議等に積極的に参加し、改正制度並びに収入保険制度を周知します。
- (イ)引受状況の改善と事務の効率化を図るため、「営農計画書及び水稻共済細目異動申告票」の一体化処理により、作付状況の把握と任意加入者の加入推進に努めます。
- (ウ)補償割合及び単位当たり共済金額の選択について説明し、農家に合った補償内容を提案します。
- (エ)低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (オ)掛金徴収事務に当たっては、口座振替による掛金納入を推進します。また、掛金等未納農家に督促状及び催告状を発出し、未収共済掛金等の完全徴収に取り組みます。
- (カ)生産技術及び農作業効率の向上を図り、稲作経営の安定を支援するため、専門技術者による講習会を開催します。

イ 小麦

- (ア)平成31年産からの任意加入への移行を踏まえ、役職員による戸別訪問を実施し、丁寧な改正制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、組合員の理解を得ながら加入推進を行います。また、県下各地で開催される農家の会議等に積極的に参加し、改正制度並びに収入保険制度を周知します。
- (イ)経営所得安定対策との連携及び関係団体等から情報を得て、作付状況を把握し適正な引受を行います。
- (ウ)低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (エ)掛金徴収事務に当たっては、口座振替による掛金納入を推進します。また、掛金等未納農家に督促状及び催告状を発出し、未収掛金等の完全徴収に取り組みます。

ウ 二条大麦

- (ア)平成31年産からの任意加入への移行を踏まえ、役職員による戸別訪

問を実施し、丁寧な改正制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、組合員の理解を得ながら加入推進を行います。また、県下各地で開催される農家の会議等に積極的に参加し、改正制度並びに収入保険制度を周知します。

- (イ) 経営所得安定対策との連携及び関係団体等から情報を得て、作付状況を把握し適正な引受を行います。
- (ウ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (エ) 掛金徴収事務に当たっては、口座振替による掛金納入を推進します。また、掛金等未納農家に督促状及び催告状を発出し、未収掛金等の完全徴収に取り組みます。

エ 裸麦

- (ア) 平成31年産からの任意加入への移行を踏まえ、役職員による戸別訪問を実施し、丁寧な改正制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、組合員の理解を得ながら加入推進を行います。また、県下各地で開催される農家の会議等に積極的に参加し、改正制度並びに収入保険制度を周知します。
- (イ) 経営所得安定対策との連携及び関係団体等から情報を得て、作付状況を把握し適正な引受を行います。
- (ウ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (エ) 掛金徴収事務に当たっては、口座振替による掛金納入を推進します。また、掛金等未納農家に督促状及び催告状を発出し、未収掛金等の完全徴収に取り組みます。

(2) 家畜共済

ア 牛（乳牛・肉用牛等）

- (ア) 有資格農業者リストの更新を行い、推進計画に沿った戸別訪問を実施し、丁寧な改正制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、農業者の理解を得ながら加入推進を実施します。
- (イ) 平成31年1月以降の加入推進に当たっては、死亡廃用共済及び疾病傷害共済のセット加入を基本とした補償内容の充実を図ります。
- (ウ) 新規飼養者や未加入農業者への加入推進は、個別ニーズに即した提案型推進を実施し、加入の促進を図ります。
- (エ) 家畜診療所獣医師との帯同推進により、子牛・胎児の加入を推進し補償内容の充実に努めます。
- (オ) 徳島県家畜保健衛生所及び指定開業獣医師との協力・連携により、未

加入者の飼養状況等の把握に努めます。

- (カ) 対象家畜の異動状況を的確に把握し、適正な引受を行うため、牛個体識別情報に基づき職員による現地確認を励行します。

イ 馬（一般馬）

関係機関との連携により、引き続き加入資格農業者の情報収集に努め、戸別訪問による加入意思の確認を継続して行います。

ウ 豚（種豚・肉豚）

- (ア) 有資格農業者リストの更新及び関係機関との連携による情報収集に努め、対象家畜の飼養状況の把握に取り組みます。
- (イ) 未加入農業者に対する役職員による戸別訪問を引き続き実施し、丁寧な改正制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、制度への理解と普及を推進します。

エ 家畜診療所

- (ア) 家畜診療所は、指定開業獣医師と連携して家畜共済事業の推進を図ります。また、徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、畜産農家に関する飼養状況等の把握に努めます。
- (イ) 家畜診療所収支の健全化を図るため、より一層の経費削減と共済金額の増額及び子牛・胎児の非選択加入の解消を重点とした加入拡大を実施し、技術料収入の確保に取り組みます。
- (ウ) 飼養管理指導及び繁殖指導を実施し、畜産農家の事故率低減と生産性の向上に取り組みます。

(3) 果樹共済

ア うんしゅうみかん(収穫)

- (ア) 関係機関が開催する会議及び栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、改正制度及び収入保険制度の説明を行います。
- (イ) 有資格農業者リストの更新を行うため現地調査を実施し、耕作者の情報収集に継続し取り組みます。また、この有資格農業者リストに基づく戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な説明のもと加入の意思確認を行います。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

イ ゆず（収穫）

- (ア) 関係機関が開催する会議及び栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、改正制度及び収入保険制度の説明を行います。
- (イ) 有資格農業者リストの更新を行うため現地調査を実施し、耕作者の情報収集に継続して取り組みます。また、この有資格農業者リストに基づく戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な説明のもと加入の意思確認を行います。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる金額の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

ウ なし（収穫）

- (ア) 関係機関が開催する会議及び栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、改正制度及び収入保険制度の説明を行います。
- (イ) 有資格農業者リストの更新を行うため現地調査を実施し、耕作者の情報収集に継続して取り組みます。また、この有資格農業者リストに基づく戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な説明のもと加入の意思確認を行います。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

エ うめ（収穫）

- (ア) 関係機関が開催する会議及び栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、改正制度及び収入保険制度の説明を行います。
- (イ) 有資格農業者リストの更新を行うため現地調査を実施し、耕作者の情報収集に継続して取り組みます。また、この有資格農業者リストに基づく戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な説明のもと加入の意思確認を行います。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

オ うんしゅうみかん（樹体）

- (ア) 関係機関が開催する会議及び栽培農家で組織する生産部会等に積極

的に参加し、改正制度及び収入保険制度の説明を行います。

- (イ) 有資格農業者リストの更新を行うため現地調査を実施し、耕作者の情報収集に継続して取り組みます。また、この有資格農業者リストに基づく戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な説明のもと加入の意思確認を行います。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる金額の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

(4) 畑作物共済

大豆

- (ア) 関係機関との連携及び経営所得安定対策による営農計画書等有資格農業者を把握し、適正引受による引受拡大に取り組みます。
- (イ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金を設定します。

(5) 園芸施設共済

- (ア) 有資格農業者リストの更新のため現地調査を行い、耕作者や型式、設置面積等の情報収集に継続して取り組みます。また、この有資格農業者リストに基づき、未加入農業者に対する戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な事業内容の説明を行うとともに積極的な加入推進を実施します。
- (イ) 補償の充実を図るため共済価額の適正な設定を行うとともに、付保割合について適正水準の確保に努めます。
- (ウ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (エ) 新規就農者の情報・新規事業及び増設棟等の情報収集のため、農業協同組合の生産部会及び関係機関が開催する会議に参加し、積極的な情報交換に努めます。
- (オ) 平成 31 年からの新たな収入保険制度及び改正制度の内容について、丁寧な説明を行います。

(6) 任意共済

ア 建物共済

- (ア) 加入資格を遵守した適正な加入推進を行うため、資格審査の徹底を

図ります。

- (イ)組合員の保有する資産を把握するため建物台帳の整備を行い、効率的な加入推進に取り組みます。
- (ウ)組合員の資産を守るため、家具類の加入、臨時費用担保特約及び小損害実損てん補特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。
- (エ)制度共済加入者で建物共済未加入者への積極的な推進を行います。

イ 農機具共済

- (ア)農機具共済の新規加入者への推進を図るため、農業機械販売店等との情報交換に取り組みます。
- (イ)収入保険資格者(加入者)への積極的な推進を行います。

4 損害評価の適正化

(1) 農作物共済

- (ア)損害評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、作柄及び被害状況を早期に把握します。
- (イ)悉皆調査等で確認することが困難な登熟不良等の発生状況を把握するため、定点による調査を実施します。
- (ウ)損害評価について、評価日程、申告方法などを損害評価員や広報紙を通じて組合員に周知し、被害申告漏れのないよう徹底します。
- (エ)損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、損害評価技術の向上・評価眼の統一及び分割評価基準の適用をはかり、公平公正な損害評価を実施します。
- (オ)被害の実態に応じた評価地区を設定し、効率的な評価態勢を構築します。
- (カ)迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。
- (キ)マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに適正な損害評価に努めます。

(2) 家畜共済

- (ア)「家畜共済病傷事故診断書審査委員会」による病傷事故診断書の内容審査を行い、審査結果を関係獣医師に通知し、以後の診療に反映させるなど、診療業務の適正化に取り組みます。
- (イ)無獣医地域での診療に支障がでないよう、徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、県下全域での獣医療水準を確保します。
- (ウ)指定、開業獣医師に対して、病傷事故診断書の早期提出依頼を徹底し、共済金の早期支払いに努めます。

(3) 果樹共済

- (ア) 評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、管内の作況、被害状況を早期に把握します。
- (イ) 現地において損害評価研修会を開催し、評価眼の統一をはかり、適正評価に努めます。
- (ウ) 徳島県農林水産総合技術支援センター並びに農業協同組合等からの情報収集により、損害評価の精度向上に取り組みます。
- (エ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。
- (オ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(4) 畑作物共済

- (ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査の実施や関係機関からの情報収集により、作柄及び被害状況を早期に把握するなど、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。
- (イ) 損害評価会で審議決定された分割評価基準表に基づく分割評価を実施し、公正な損害評価を行います。

(5) 園芸施設共済

- (ア) 組合員からの速やかな事故発生通知を周知徹底し、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。
- (イ) 台風等の大災害時における損害評価に備え、本所及び各支所間の連携シミュレーション等を行うことにより、機動的な損害評価体制を構築します。
- (ウ) 現地評価研修会を開催し、評価眼の統一を図り、効率的な損害評価を行います。また、施設の設置状況図の整備・更新により、迅速かつ適正な損害評価を行い共済金の早期支払いに努めます。
- (エ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(6) 任意共済

- (ア) N O S A I 協会が主催する損害評価研修会及び四国地区共済事業担当者会に参加し、評価技術の向上を図ります。また、広域災害に対する損害評価支援及び本所・各支所間の連携について評価訓練を実施し、大規模災害に備えた損害評価体制の構築に努めます。
- (イ) 組合員からの速やかな事故発生通知の周知徹底を図り、罹災状況の確認等、迅速かつ適正な損害評価と共済金の早期支払いに努めます。

(ウ)農機具共済の全損事故に係る残存物については、適切な取り扱いを行います。

(エ)マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

5 損害防止事業の実施方策

(1) 農作物共済、畑作物共済

(ア)講習会等の開催

農作物栽培講習会を開催し、損害防止に向けた栽培技術等の普及啓蒙に努めます。

(イ)防除機の貸し出し

組合の所有する乗用防除機、高圧噴霧器(動噴)を貸し出し、地域の実情に応じた効率的かつ有効な病虫害防除を支援します。

(ロ)自走式草刈り機の貸し出し

自走式草刈り機(ハンマーナイフモア)を貸し出し、圃場のあぜ・法面及び休耕田等の雑草処理により病虫害の発生を抑制します。

(ハ)その他水稻損害防止機器の貸し出し

背負式動力噴霧器、小型火炎放射器、水田溝切り機、土壌改良剤散布機を貸し出します。

(ニ)航空防除を行う組織等への助成

組合員で組織する防除団体等で実施する航空防除費用に対して一部助成を行います。

(ホ)情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、イモチ病及びスクミリンゴガイ等の病虫害発生予察情報・高温障害予察情報を組合員に提供します。

(2) 家畜共済

(ア)薬剤の配布

組合員ごとに慢性疾病の予防薬剤等を配付し、事故低減を図ります。なお、配付に際しては「動物用医薬品の使用の規制に関する法令」を遵守します。

(イ)畜舎消毒

畜舎の衛生管理に効果的な煙霧消毒機を活用し、職員による畜舎消毒の実施と機械の貸し出しを行います。

(ロ)衛生管理

損害防止に係る情報提供及び農家の実態に即した衛生管理指導を実

施します。

(3) 果樹共済、園芸施設共済

(ア) チッパーの貸し出し

剪定作業後の枝葉をその場で細かなチップにする粉砕機(チッパー)を貸し出し、日当たりが良く防除等の管理作業のしやすい園地づくりを支援します。

(イ) 高圧噴霧器(動噴)の貸し出し

水田転作園地や中山間地、またハウス内での防除作業に適した動噴を貸し出しします。

(ウ) らくはり(ハウスフィルム展張機)の貸し出し

ハウスのビニール張り替えに便利な展張機「らくはり」を貸し出しします。

(4) 鳥獣害対策

(ア) 近年、増加している鳥獣害による農作物被害対策として、組合員が防護施設、器具等を設置した場合、要した費用の一部を助成します。

(イ) 鳥獣被害対策指導員(徳島県に登録された組合職員)が、防護柵等設置された施設及び対策について、鳥獣被害防止に効果的なものとなるよう助言・指導を行います。

6 収入保険制度の普及および加入推進方策

(ア) 収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会との連携を密にし、適正な引受業務等を行います。

(イ) 収入保険制度の普及に係る関係機関及び農業関係団体を構成員とする連絡会議を適宜開催し、関係機関等との連携による農業者への円滑な普及推進を図ります。

(ウ) 農業関係団体が開催する会議等並びにNOSA I部長会等で青色申告の普及及び収入保険制度の説明に努め、アンケート等による制度に対する意識調査を実施し、効率的な加入推進に努めます。

(エ) 現在、野菜、果樹、花き等の無保険となっている品目の青色申告農業者を中心に、農業協同組合の生産部会等を通じた積極的な加入推進を実施し、加入者の確保に努めます。

(オ) 青色申告及び選択加入となる他の類似制度について、全職員が知識習得に努め、適切なアドバイスを行い農業者から信頼される職員の育成を行います。

- (カ)適正な情報管理体制を構築し、青色申告に関する書類等個人情報の厳正な管理を徹底します。

7 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備

- (ア)理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき年4回以上開催し、組合運営上の重要事項を審議し、組合運営の適正化を図ります。
- (イ)理事会は、コンプライアンス・アクションプログラムを策定し、その達成状況を随時検証し、法令遵守態勢を構築します。また、コンプライアンス改善委員会を定期的で開催し、進捗状況を検証するとともに、外部委員の意見を踏まえた業務の改善に取り組みます。
- (ウ)監事会は、定款及び監事監査規則に基づく定時監査を年2回開催するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、適正な執行体制を構築します。
- (エ)「個人情報の保護に関する規則」及び「特定個人情報等取扱規則」に基づき、組合が保有する個人情報及び特定個人情報の安全管理を徹底します。

(2) N O S A I 部長の設置及び職務

行政における実行組等の集落単位を基本に「N O S A I 部長」を設置し、各種事業の引受や連絡、損害通知の受理など、組合員とのパイプ役として農業共済事業の普及推進の職務を担います。

(3) 職制及び職員の配置

- (ア)本所事業部に収入保険課を新設、各支所に収入保険専属の担当者を配置し、収入保険制度の普及推進体制の強化を図ります。
- (イ)総務関係業務は本所総務部に一元化し、事業関係業務は本所事業部の統括のもと、支所担当課と連携した事業推進に取り組むことで業務の効率化を図ります。
- (ウ)監査室は、定期的に内部監査を実施し、事務の履行状況について監査し、内部牽制機能の強化に取り組みます。また、監査結果に基づく指摘事項等の改善状況について確認し、業務の適正化を図ります。
- (エ)支所に家畜診療所詰所を設置し、組合員からの往診依頼に迅速に対応します。

(4) 研修体制及び計画

- (ア)全職員を対象とした研修会を開催し、コンプライアンスの意識高揚を図ります。
 - (イ)農林水産省及びN O S A I 協会主催の専門講習会、階層別研修会等に積極的に参加し、職員のスキルアップ及び能力の向上に取り組み、次世代を担う人材の育成を図ります。
- (5) 広報広聴活動の充実及び情報開示
- (ア)事業普及への取り組み及び広報活動等について広聴活動調査を実施し、業務の改善を図ります。
 - (イ)広報紙を定期的に発行し、収入保険制度及び改正農業共済事業の内容を中心とした組合情報の提供を行います。
 - (ウ)ホームページの定期更新を行い、損害防止機器の活用状況等を掲載するなど、組合員にとって分かりやすい情報の提供に努めます。
 - (エ)「農業共済新聞」の普及・定着を推進し、四国版の充実を図るとともに農家経営に有益な情報を発信します。
- (6) 事務機械化処理の実施方策
- (ア)農業共済ネットワーク化情報システムの安定稼働と効率的運用に取り組めます。
 - (イ)個人情報保護のため、ネットワーク化情報システムのセキュリティー対策を実施し、情報管理体制を強化します。
 - (ウ)日報管理システムを活用し、業務内容の明確化と効率化を図ります。
- (7) 予算統制の方策
- (ア)予算執行状況を定期的に理事会に報告し、進捗管理を行うとともに、不断の経費節減を徹底する等、効率的な予算の執行に努めます。
 - (イ)理事会で決定した余裕金運用の基本方針に基づき、安全性を第一とした運用に努め、利息収入の確保と資産の保全を図ります。
 - (ウ)余裕金運用管理委員会を定期的に開催し、効率的な資金運用に取り組むとともに、随時理事会へ協議結果を報告するなど、資産管理の透明化を図ります。

8 社会貢献活動

全国統一の社会貢献活動「ふるさと見守り活動」の一環として、N O S A I 徳島は、「こども110番活動」及び「高齢者見守り活動」を継続して実施し、地域の安全・安心に貢献します。